

第一級陸上特殊無線技士

試験に出る

電波法令集

条文中「法」は、電波法

「施行令」は、電波法施行令

「施行」は、電波法施行規則

「免許」は、無線局免許手続規則

「従事者」は、無線従事者規則

「運用」は、無線局運用規則

「設備」は、無線設備規則を指す。

■ 目的・定義

(目的)

法1条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

法2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 二 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 三 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 四 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- 五 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。
- 六 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

無線局の免許

(無線局の開設)

法4条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

- 一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- 二 26.9メガヘルツから27.2メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、第38条の7第1項(省略)、第38条の26(省略)若しくは第38条の35又は第38条の44第3項の規定により表示が付されている無線設備(第38条の23第1項(省略)の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。)のみを使用するもの
- 三 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、次条(第4条の2)の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
- 四 第27条の18第1項の登録を受けて開設する無線局(省略)

(免許を要しない無線局)

施行6条 法第4条第1項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

- 一 当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、その電界強度(総務大臣が別に告示する試験設備の内部においてのみ使用される無線設備については当該試験設備の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じて補正して得たものとし、人の生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態においてのみ使用される無線設備については当該生体の外部におけるものとする。)が、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であるもの

周波数帯	電界強度
322MHz以下	毎メートル500マイクロボルト
322MHzを超え10GHz以下	毎メートル35マイクロボルト

- 二・三 (省略)

(欠格事由)

法5条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であって、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又は

これらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるもの

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

一 実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。）

二 アマチュア無線局（個人的な興味によって無線通信を行うために開設する無線局をいう。）

三 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法第2条第六号の電気通信業務をいう。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。）であつて、船舶安全法（昭和8年法律第十一号）第29条の7に規定する船舶に開設するもの

四 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。）であつて、航空法第127条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの

五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

六 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局（特定の固定地点間の無線通信を行うものに限る。）であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者の開設するもの

七 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

九 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一 この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

二 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

三 第27条の15第1項（第一号を除く。）又は第2項（第三号及び第四号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

四 無線局の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
4・5 (省略)

(免許の申請)

法6条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的(二以上の目的を有する無線局であって、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあっては、その主従の区別を含む。)

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所(移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第18条第1項を除き、以下同じ。)

イ 人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。)その人工衛星の軌道又は位置

ロ 人工衛星局、船舶の無線局(人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うものを除く。第3項において同じ。)、船舶地球局(船舶に開設する無線局であって、人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。))をいう。以下同じ。)、航空機の無線局(人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うものを除く。第5項において同じ。)及び航空機地球局(航空機に開設する無線局であって、人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。))をいう。以下同じ。)以外の無線局
移動範囲

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間(運用することができる時間をいう。以下同じ。)

七 無線設備(省略)の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 (省略)

2～8 (省略)

(申請の審査)

法7条 総務大臣は、前条第1項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第3章に定める技術基準に適合すること。

二 周波数の割当てが可能であること。

三 (省略)

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。

2～5 (省略)

6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

(予備免許)

法8条 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号又は第2項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- 一 工事落成の期限
- 二 電波の型式及び周波数
- 三 呼出符号(標識符号を含む。)、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号(以下「識別信号」という。)
- 四 空中線電力
- 五 運用許容時間

2 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。

(工事設計等の変更)

法9条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

- 2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 第1項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条第1項第一号又は第2項第一号の技術基準(第3章に定めるものに限る。)に合致するものでなければならない。
- 4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。(省略)

(落成後の検査)

法10条 第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格(第39条第3項に規定する主任無線従事者の要件、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明及び第50条第1項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第12条及び第73条第3項において同じ。)及び員数並びに時計及び書類(以下、「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を

記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

(免許の拒否)

法11条 第8条第1項第一号の期限（同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に前条の規定による届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

(免許の有効期間)

法13条 免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

2 (省略)

(免許等の有効期間)

施行7条 法第13条第1項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 地上基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。） 当該放送の目的を達成するために必要な期間
- 二 地上基幹放送試験局 2年
- 三 衛星基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。） 当該放送の目的を達成するために必要な期間
- 四 衛星基幹放送試験局 2年
- 五 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。） 当該周波数の使用が可能な期間
- 六 実用化試験局 2年
- 七 その他の無線局 5年

(免許状)

法14条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 免許の年月日及び免許の番号
- 二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所
- 三 無線局の種別
- 四 無線局の目的
- 五 通信の相手方及び通信事項
- 六 無線設備の設置場所
- 七 免許の有効期間
- 八 識別信号

- 九 電波の型式及び周波数
 - 十 空中線電力
 - 十一 運用許容時間
- 3 (省略)

(変更等の許可)

法17条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。(省略)

2 (省略)

- 3 第5条第1項から第3項までの規定は無線局の目的の変更に係る第1項の許可について、第9条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は第1項の規定により無線設備の変更の工事をする場合について、それぞれ準用する。

(変更検査)

法18条 前条第1項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

(申請による周波数等の変更)

法19条 総務大臣は、免許人又は第8条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(無線局に関する情報の公表等)

法25条 (省略)

- 2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもの

を提供することができる。

- 3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(電波の利用状況の調査等)

法26条の2 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査を行うものとする。

2～6 (省略)

(申請の期間)

免許17条 再免許の申請は、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)にあっては免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間、特定実験試験局にあっては免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間、その他の無線局にあっては免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

- 2 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、前項の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

(免許状の訂正)

法21条 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(訂正)

免許22条 免許人は、法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。

- 2 前項の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- 3 総務大臣又は総合通信局長は、第1項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- 4 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

無線設備

(人工衛星局の条件)

法36条の2 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。

2 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

(無線設備の機器の検定)

法37条 次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 一 第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 二～六 (省略)

(周波数測定装置の備えつけ)

法31条 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

(周波数測定装置の備付け)

施行11条の3 法第31条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

- 一 26.175MHzを超える周波数の電波を利用するもの
- 二 空中線電力10ワット以下のもの
- 三 法第31条に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
- 四 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた法第31条に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
- 五 基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力50ワット以下のもの
- 六 標準周波数局において使用されるもの
- 七 アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
- 八 その他総務大臣が別に告示するもの

(定義等)

施行2条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。

- 十六 「単向通信方式」とは、単一の通信の相手方に対し、送信のみを行なう通信方式をいう。
- 十八 「複信方式」とは、相対する方向で送信が同時に行なわれる通信方式をいう。
- 四十四 「無給電中継装置」とは、送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
- 四十五 「無人方式の無線設備」とは、自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 五十六 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- 五十七 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- 五十八 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- 五十九 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央無線設備の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表わす。
- 六十一 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数をこえて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の0.5パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等0.5パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。
- 六十三 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- 六十三の二 「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。
- 六十三の三 「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。
- 六十三の四 「スプリアス領域」とは、帯域外領域の外側のスプリアス発射が支配的な周波数帯をいう。
- 六十三の五 「帯域外領域」とは、必要周波数帯の外側の帯域外発射が支配的な周波数帯をいう。
- 六十四 「混信」とは、他の無線局の正常な業務の運行を妨害する電波の発射、輻射又は誘導をいう。

六十九 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。

七十 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。

七十一 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。

七十二 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。

七十八 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。

(電波の型式の表示)

施行4条の2 電波の主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、次の各号に掲げるように分類し、それぞれ当該各号に掲げる記号をもって表示する。ただし、主搬送波を変調する信号の性質を表示する記号は、対応する算用数字をもって表示することがあるものとする。

一 主搬送波の変調の型式	記号
(1) 無変調	N
(2) 振幅変調	
(一) 両側波帯	A
(二) 全搬送波による単側波帯	H
(三) 低減搬送波による単側波帯	R
(四) 抑圧搬送波による単側波帯	J
(五) 独立側波帯	B
(六) 残留側波帯	C
(3) 角度変調	
(一) 周波数変調	F
(二) 位相変調	G
(4) 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	D
(5) パルス変調	
(一) 無変調パルス列	P
(二) 変調パルス列	
ア 振幅変調	K
イ 幅変調又は時間変調	L
ウ 位置変調又は位相変調	M
エ パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの	Q

オ アからエまでの各変調の組合せ又は他の方法によって変調するもの	V
(6) (1) から (5) までに該当しないものであって、同時に、又は一定の順序で振幅変調、角度変調又はパルス変調のうちの 2 以上を組み合わせるもの	W
(7) その他のもの	X
二 主搬送波を変調する信号の性質	記号
(1) 変調信号のないもの	0
(2) デジタル信号である単一チャネルのもの	
(一) 変調のための副搬送波を使用しないもの	1
(二) 変調のための副搬送波を使用するもの	2
(3) アナログ信号である単一チャネルのもの	3
(4) デジタル信号である 2 以上のチャネルのもの	7
(5) アナログ信号である 2 以上のチャネルのもの	8
(6) デジタル信号の 1 又は 2 以上のチャネルとアナログ信号の 1 又は 2 以上のチャネルを複合したもの	9
(7) その他のもの	X
三 伝送情報の型式	記号
(1) 無情報	N
(2) 電信	
(一) 聴覚受信を目的とするもの	A
(二) 自動受信を目的とするもの	B
(3) ファクシミリ	C
(4) データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令	D
(5) 電話（音響の放送を含む。）	E
(6) テレビジョン（映像に限る。）	F
(7) (1) から (6) までの型式の組合せのもの	W
(8) その他のもの	X

2 この規則その他法に基づく省令、告示等において電波の型式は、前項に規定する主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式を同項に規定する記号をもって、かつ、その順序に従って表記する。

3 この規則その他法に基づく省令、告示等においては、電波は、電波の型式、「電波」の文字、周波数の順序に従って表示することを例とする。

(無線設備の安全性の確保)

施行21条の2 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。

(電波の強度に対する安全施設)

施行21条の3 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。）が別表第2号の3の2に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- 一 平均電力が20ミリワット以下の無線局の無線設備
- 二 移動する無線局の無線設備
- 三 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

2 (省略)

(高圧電気に対する安全施設)

施行22条 高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300 ボルト又は直流の電圧750 ボルトをこえる電気をいう。以下同じ。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易にふれることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。但し、取扱者のほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

施行23条 送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であつて高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。但し、取扱者のほか出入りできないように備した場所に装置する場合は、この限りでない。

施行25条 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであつて高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。但し、次の各号の場合は、この限りでない。

- 一 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合
- 二 移動局であつて、その移動体の構造上困難であり、且つ、無線従事者以外の者が出入りしない場所にある場合

(空中線等の保安施設)

施行26条 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンター

ポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

(電波の質)

法28条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

法29条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

(副次的に発する電波等の限度)

設備24条 法第29条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。

2～29 (省略)

(安全施設)

法30条 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

(周波数の安定のための条件)

設備15条 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外囲の温度若しくは湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。

3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

(送信空中線の型式及び構成等)

設備20条 送信空中線の型式及び構成は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 二 整合が十分であること。

三 満足な指向特性が得られること。

(指向特性)

設備22条 空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。

- 一 主輻射方向及び副輻射方向
- 二 水平面の主輻射の角度の幅
- 三 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 四 給電線よりの輻射

無線従事者

(無線設備の操作)

法39条 第40条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて第4項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、前項本文の規定にかかわらず、第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- 3 主任無線従事者は、第40条の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であつて、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 5 前項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 6 第4項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が前項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。
- 7 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人等は、第4項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

(選解任届)

法51条 第39条第4項の規定は、主任無線従事者以外の無線従事者の選任又は解任に準用する。

(主任無線従事者の非適格事由)

施行34条の3 法第39条第3項の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 法第42条第一号に該当する者であること。
- 二 法第79条第1項第一号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止され、その処分の期間が終了した日か

ら3箇月を経過していない者であること。

- 三 主任無線従事者として選任される日以前5年間において無線局(無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。)の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が3箇月に満たない者であること。

(免許を与えない場合)

法42条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- 一 第9章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第79条第1項第一号又は第二号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 三 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

(免許)

法41条 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

2 無線従事者の免許は、次の各号のいずれかに該当する者(省略)でなければ、受けることができない。

- 一 前条第1項の資格別に行う無線従事者国家試験に合格した者
- 二 前条第1項の資格(総務省令で定めるものに限る。)の無線従事者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者
- 三・四 (省略)

(免許証の再交付)

従事者50条 無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失つたために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 免許証(免許証を失つた場合を除く。)
- 二 写真1枚
- 三 氏名の変更の事実を証する書類(氏名に変更を生じたときに限る。)

(免許証の返納)

従事者51条 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失つた免許証を発見したときも同様とする。

2 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22

年法律第224号) による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

(操作及び監督の範囲)

施行令3条 次の表の左欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の右欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第39条第2項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級 陸上特殊 無線技士	<ul style="list-style-type: none"> 一 陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作 二 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの
第二級 陸上特殊 無線技士	<ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 <ul style="list-style-type: none"> イ 陸上の無線局の空中線電力10ワット以下の無線設備（多重無線設備を除く。）で1606.5キロヘルツから4000キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの ロ 陸上の無線局のレーダーでイに掲げるもの以外のもの ハ 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力50ワット以下の多重無線設備 二 第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作
第三級 陸上特殊 無線技士	<ul style="list-style-type: none"> 陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 <ul style="list-style-type: none"> 一 空中線電力50ワット以下の無線設備で2万5010キロヘルツから960メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの 二 空中線電力100ワット以下の無線設備で1215メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの

(主任無線従事者の職務)

施行34条の5 法第39条第5項の総務省令で定める職務は、次のとおりとする。

一 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。

- 二 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 三 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- 四・五（省略）

（講習の期間）

施行34条の7 法第39条第7項の規定により、免許人等又は法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

2 免許人等又は法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、前項の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から5年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

3（省略）

■ 運 用

(目的外使用の禁止等)

法52条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- 一 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 二 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 三 安全通信（船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 四 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）
- 五 放送の受信
- 六 その他総務省令で定める通信

法53条 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

法54条 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 一 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- 二 通信を行うため必要最小のものであること。

法55条 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、第52条各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

(免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信)

施行37条 次に掲げる通信は、法第52条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第40条第一号及び第三号並びに第142条第一号の規定の適用を妨げない。

- 一 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 二～二十三 (省略)
- 二十四 電波の規正に関する通信
- 二十五 法第74条第1項に規定する通信の訓練のために行う通信
- 二十六～三十三 (省略)

(混信等の防止)

法56条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第52条第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

2～4 (省略)

(指定に係る受信設備の範囲)

施行50条の2 法第56条第1項に規定する指定（以下この節において単に「指定」という。）に係る受信設備は、次の各号に掲げるもの（移動するものを除く。）とする。

- 一 電波天文業務の用に供する受信設備
- 二 宇宙無線通信の電波の受信を行なう受信設備

(擬似空中線回路の使用)

法57条 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- 一 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 二 実験等無線局を運用するとき。

(実験等無線局等の通信)

法58条 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

(秘密の保護)

法59条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条第1項又は第164条第3項の通信であるものを除く。第109条並びに第109条の2第2項及び第3項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

(無線通信の原則)

運用10条 必要のない無線通信は、これを行なってはならない。

- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(試験電波の発射)

運用39条 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の符号を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出符号一回を送信しなければならない。この場合において、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出符号の送信は、10秒間をこえてはならない。

- | | |
|-----------|----|
| 一 ただいま試験中 | 3回 |
| 二 こちらは | 1回 |
| 三 自局の呼出符号 | 3回 |

- 2 前項の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
- 3 第1項後段の規定にかかわらず、海上移動業務以外の業務の無線局にあつては、必要があるときは、10秒間をこえて「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

(発射前の措置)

運用19条の2 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第74条第1項に規定する通信を行なう場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行なう場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、他の通信に混信を与える虞があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

(呼出しの中止)

運用22条 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

- 2 前項の通知をする無線局は、その通知をするに際し、分で表わす概略の待つべき時間を示すものとする。

(非常時運用人による無線局の運用)

法70条の7 無線局の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等が効力を有する間、当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。

- 2 前項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者（以下この条において「非常時運用人」という。）の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 前項に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 4 (省略)

(非常時運用人に対する説明)

施行41条の2 法第70条の7第1項の規定により無線局を自己以外の者に運用させる免許人等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許状又は法第27条の22第1項の登録状に記載された事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容（当該契約を締結している場合に限る。）、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。

(非常時運用人に対する監督)

施行41条の2の2 法第70条の7第2項に規定する免許人等は、次に掲げる場合には、遅滞なく、非常時運用人に対し、報告させなければならない。

- 一 非常時運用人が非常通信を行ったとき。
- 二 非常時運用人が法又は法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- 三 非常時運用人が法又は法に基づく命令に基づく処分を受けたとき。

- 2 前項の規定によるほか、法第70条の7第2項に規定する免許人等は、非常時運用人に運用させた無線局の適正な運用を確保するために必要があるときは、非常時運用人に対し当該無線局の運用の状況を報告させ、非常時運用人による当該無線局の運用を停止し、その他必要な措置を講じなければならない。

■ 監 督

(周波数等の変更)

法71条 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

2 国は、前項の規定による無線局の周波数若しくは空中線電力の指定の変更又は登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命じたことによって生じた損失を当該無線局の免許人等に対して補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によって通常生ずべき損失とする。

4・5 (省略)

6 第1項の規定により人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(技術基準適合命令)

法71条の5 総務大臣は、無線設備が第3章に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人等に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(電波の発射の停止)

法72条 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定により発射する電波の質が第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに第1項の停止を解除しなければならない。

(検査)

法73条 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

- 2 前項の検査は、当該無線局についてその検査を同項の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、同項の規定にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。
- 3 第1項の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の免許人から、第1項の規定により総務大臣が通知した期日の1月前までに、当該無線局の無線設備等について第24条の2第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第39条又は第39条の13、第40条及び第50条の規定に、その時計及び書類が第60条の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、第1項の規定にかかわらず、省略することができる。
- 4 第1項の検査は、当該無線局の免許人から、同項の規定により総務大臣が通知した期日の1箇月前までに、当該無線局の無線設備等について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、第1項の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。
- 5 総務大臣は、第71条の5の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき、前条第1項の電波の発射の停止を命じたとき、同条第2項の申出があったとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。
- 6 総務大臣は、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとする場合その他この法律の施行を確保するため特に必要がある場合において、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項のみについて検査を行なう必要があると認めるときは、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行なうことができる。
- 7 (省略)

(無線局検査結果通知書等)

施行39条 (省略)

- 3 免許人等は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

(非常の場合の無線通信)

法74条 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の

救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

- 2 総務大臣が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

(非常の場合の通信体制の整備)

法74条の2 総務大臣は、前条第1項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。

- 2 総務大臣は、前項に規定する措置を講じようとするときは、免許人等の協力を求めることができる。

(無線局の免許の取消し等)

法76条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2・3 (省略)

- 4 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止したとき。
- 二 不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 三 第1項の規定による命令又は制限に従わないとき。
- 四 免許人が第5条第3項第一号に該当するに至ったとき。
- 五 特定地上基幹放送局の免許人が第7条第2項第四号ロに適合しなくなったとき。

5～8 (省略)

(無線局の廃止)

法22条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

法23条 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

(免許状の返納)

法24条 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

(電波の発射の防止)

法78条 無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

施行42条の2 法第78条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の左欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。(省略)

無線設備	必要な措置
一 (省略)	(省略)
二 固定局、基幹放送局及び地上一般放送局の無線設備	空中線を撤去すること(空中線を撤去することが困難な場合にあつては、送信機、給電線又は電源設備を撤去すること。)
三 人工衛星局その他の宇宙局(宇宙物体に開設する実験試験局を含む。以下同じ。)の無線設備	当該無線設備に対する遠隔指令の送信ができないよう措置を講じること。
四 特定無線局(法第27条の2第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)の無線設備	空中線を撤去すること又は当該特定無線局の通信の相手方である無線局の無線設備から当該通信に係る空中線若しくは変調部を撤去すること。
五 その他の無線設備	空中線を撤去すること。

(無線従事者の免許の取消し等)

法79条 総務大臣は、無線従事者が次の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。
- 二 不正な手段により免許を受けたとき。
- 三 第42条第三号に該当するに至ったとき。

(報告等)

法80条 無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- 一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- 三 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

法81条 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

(報告)

施行42条の3 免許人等は、法第80条各号の場合は、できる限りすみやかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあつては、当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領したときに限り、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

(免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督)

法82条 総務大臣は、第4条第1項第一号から第三号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前項の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。

3 (省略)

(基準不適合設備に関する勧告等)

法102条の11 (省略)

2 総務大臣は、無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ、かつ、当該設計と同一の設計又は当該設計と類似の設計であつて当該技術基準に適合しないものに基づき製造され、又は改造された無線設備（以下「基準不適合設備」という。）が広く販売されることにより、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3～5 (省略)

(電波利用料の徴収等)

法103条の2 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して30日以内及びその後毎年その免許等の日に相当する日（相当する日がない場合には、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して30日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各1年の期間（無線局の免許等の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合にはその期間とする。）について、別表第6の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

2～16（省略）

17 免許人等（包括免許人等を除く。）は、第1項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

18～41（省略）

42 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によって、期限を指定して督促しなければならない。

43～45（省略）

■ 罰 則

法109条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏し、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する

法109条の2 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 前2項において「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。）以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4 第1項及び第2項の未遂罪は、罰する。

5 第1項、第2項及び前項の罪は、刑法第4条の2の例に従う。

法110条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 第4条第1項の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

二～四 （省略）

五 第52条、第53条、第54条第一号又は第55条の規定に違反して無線局を運用した者

六 第18条第1項の規定に違反して無線設備を運用した者

七～八 （省略）

九 第74条第1項の規定による処分に違反した者

十～十二 （省略）

■ 業務書類

(時計、業務書類等の備付け)

法60条 無線局には、正確な時計及び無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

(備付けを要する業務書類)

施行38条 法第60条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の左欄の無線局につき、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一～五 (省略)	(省略)
六 陸上移動局、携帯局、航空機地球局(三の項に掲げる航空機地球局を除く。)、携帯移動地球局、簡易無線局及び構内無線局	免許状
七～九 (省略)	(省略)

- 2 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中にのみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)、若しくは気象援助局にあつては、第1項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地球局にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「VSAT制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とする。)に同項の免許状を備え付けなければならない。
- 4～9 (省略)
- 10 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。